

報告第9号

事故繰越しの繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、避けがたい事故繰越しの繰越しについて別紙計算書のとおり報告する。

令和4年6月10日提出

市川市長 田 中 甲

令和3年度市川市一般会計

会計名	款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
					支出済額	支出未済額	
一般会計	土木費	都市計画費	急傾斜地崩壊対策 事業	65,176,100 円	23,760,000 円	41,416,100 円	0 円

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
円 41,416,100	円 0	円 0	円 41,400,000	円 0	円 16,100	受注者作業員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となったため、作業が中断したこと及び作業再開にあたって、人・機械等の手配に再調整を要したことで、年度内の完成が困難となったことから事故繰越しとなるもの。